

<前回>宗教改革と近代

(1) 宗教改革

1. プロテスタンティズムとは何か
原理としてのプロテスタンティズム／歴史的プロテスタント／プロテスタント時代
2. 宗教改革（ルター、ツヴィングリ、カルヴァンら）とその広がり
→ 中世の文脈における宗教改革、中世の諸伝統を無視しては宗教改革は理解できない。
3. 宗教改革の思想内容（三大スローガン）
「信仰のみ」（信仰義認論）、「聖書のみ」、「万人司祭説」
大切なことは、これら三つのスローガンが、それぞれ内的に関連し合っている点であり、ばらばらに理解すべきではない。思想としての宗教改革の核心は何か。
4. 人間は何によって救われるのか？
 - ・ 行為義認、行為を意味づける象徴体系・儀礼、「もの」的
 - ・ 問題は人は救いに十分なほどの善行を実行できるか、あるいは救いを実感できるのか。
 - ・ 信仰義認論は、罪や恩寵についての実体論物的理解から、信仰者と神との関係論（罪や恩寵の精神性・内面性）への転換といえる。信じる心の純粋さという個人の人格性が問われることになる。
5. 理念と現実の緊張：三つのスローガンによって示された宗教改革の精神は、「理念」であって、ここに、キリスト教史において広範に確認可能な理念と現実のずれを指摘しなければならない。たとえば、聖職者と一般信徒との平等性の理念は、宗教改革の伝統に立つ教会においても、必ずしも十分に実現されていない現実がある。階層的秩序は存続している。それは、信仰の自己決定と聖書の情報公開に関しても同様である。

(2) 宗教改革の歴史的位置

6. 中世との連続性と断絶：「歴史的連続性の四つの線」（キュンク、199）
7. 宗教改革のプログラム。1520年。宗教改革の綱領文書の成立。
8. 宗教改革のパラダイム（キュンク）
 - ・ 主体性論、神の、そして人間の。

(3) 宗教改革から近代世界へ

9. 市民社会の宗教としてのプロテスタンティズム
10. 近代的な自律性や人格性（人権）といった理念の成立基盤
宗教改革の精神 → 自立した個人と自由・平等（理念）
 - 近代議会制民主主義（リンゼイ・ターゼ）
 - 近代資本主義・市場経済（ウェーバー・ターゼ）
 - 近代科学（マートン・ターゼ）
11. 「聖書のみ」（聖書主義）の理念が歴史的な現実となるには、数百年の時間が必要であった。
聖書の近代語への翻訳／印刷技術の普及と出版システムの確立／初等教育の普及（識字率）

(4) 翻訳文化とキリスト教

13. 原典・原語主義：近代の人文学は、原典主義を基本にする。これは、「知の歴史性」を自覚した歴史主義を基盤にしている。
↓
聖書研究は、ヘブライ語とギリシャ語の原典でなされる。

14. 近代人文主義 1 : ウルガタ (ラテン語聖書) から、原典に帰れ。
15. 近代人文主義 2 : 聖書の近代語訳 (英語、ドイツ語、フランス語など) の推進。
cf. ヒューマンイズムの多義性
16. 宗教改革・聖書主義のもたらしたもの : 「聖書のみ」のスローガンの実現過程 = 近代国民文化形成過程 (翻訳・近代語・印刷出版・教育)
ルター訳聖書、欽定訳聖書 : 近代語、国民文学の形成へのインパクト
↓
ヨーロッパ文化理解の鍵としての近代語訳聖書
18. 創造活動としての翻訳。翻訳は、それ自体が新しい創造活動である。
19. 翻訳なしに宗教は可能か。生きた宗教は土着化 (文化に受容されそこに根ざすこと) しなければならない。→ 外来宗教の土着化は、「翻訳」を不可欠の構成要素とする。
20. 翻訳された聖典は、その宗教の新しい創造的な形態となる。仏典の漢訳。
21. アントワーヌ・ベルマン『他者という試練——ロマン主義ドイツの文化と翻訳』
みすず書房。
「第一章 ルターあるいは礎としての翻訳」
「聖なるテキスト (Heilige Schrift) のドイツ化すなわち Verdeutschung を目指した」、「良いドイツ語 (gutes Deutsch) で書かれたテキストを信者のコミュニティに供すること」
「良いドイツ語とは民衆のドイツ語」「自分自身のドイツ語、すなわち高地方言 (Hochdeutsch) で訳すこと。だが同時にその翻訳過程を通じて、一地域言語にすぎぬそのドイツ語を全国共通のドイツ語へと、一種の共通語へと高めること」、「一般化された民衆言語」。
「ルター訳聖書の意義」「高ドイツ語を、何世紀にもわたって通用するような書かれたドイツ語の媒体へと仕立て上げた」、「宗教改革者」であると同時にルターはそれ以来、作家、言語の創造者とも見なされるようになる。
「爾後ドイツは、宗教的・政治的というばかりか文学的にも、ルター以前とルター以後に分かたれることとなる」。
「もしわれわれが翻訳家民族であるとするならば、われわれの本性とはいったい何か」、「ドイツ性 Deutschheit」
22. 「Theos」の訳 : deus、God、デウス、神 → 既存の用語と新しい造語、あるいは音訳。
23. 「宣教師が試みた翻訳のなかで問題になったのは、キリスト教独自の概念をどのような日本語であらわすか、という点であった。・・・仏僧との議論の過程でキリスト教の教義のうえで見過ごすことのできない相違点、すなわち大日如来は万物の創造主ではないということ、仏教の世界にはイエス・キリストの受難が欠落していることに気づき、「大日」の使用を禁止する。代わりに選ばれたのは「デウス」というラテン語からの音訳語であった。」(米井、20)
愛 : 御大切
「キリシタンの日本語研究と翻訳の試みが刻印されたキリシタン文献は、日本語史の研究のうえで大きな可能性をもっているといえるだろう。」(25)
24. 日本語の「神」は、God の翻訳語として定着する過程で、日本語の「神」の意味内容を変容させた。

2. 古プロテスタントイズムから 啓蒙的キリスト教合理思想へ

<関連年表・古プロテスタンティズムから新プロテスタンティズムへ>

- 1483-1546 : ルター
- 1484-1531 : ツヴィングリ
- 1497-1560 : メランヒトン
- 1509-1564 : カルヴァン
- 1517 : ルター「95カ条」提出
- 1521 : ウォルムス国会、ルター破門、イグラティウス・デ・ロヨラ回心
- 1522 : ルター聖書翻訳 (新約聖書)
- 1523 : ツヴィングリ (1531年に戦死)、スイスで宗教改革
- 1524 : エラスムス、ルターと決別、ドイツ農民戦争
- 1527 : ヘンリ8世の離婚問題 (1534年首長令)
- 1540 : イエズス会公認
- 1541 : カルヴァン、ジュネーブに戻る
- 1545-1563 : トリエント公会議召集
- 1555 : アウグスブルク宗教和議
- 1555-1621 : ヨハン・アルント
- 1563 : ハイデルベルク信仰問答
- 1566 : 第二スイス信条
- 1577 : 和教信条 → 1580 : 一致信条書
- 1615 : ドルト信仰基準
- 1635-1705 : シュペーナー
- 1647 : ウェストミンスター信仰告白
- 1648 : 三十年戦争終結、ウェストファリア条約
- 1663-1727 : フランケ
- 1687-1752 : ベンゲル
- 1700-60 : ツィンツェンドルフ
- 1724 : ヘルンフォート・コロニーの建設
- 1724-1804 : カント
- 1725-91 : ゼムラー
- 1729-81 : レッシング
- 1730-88 : ハーマン
- 1744-1803 : ヘルダー
- 1789 : フランス革命
- 1804 : ナポレオン帝位につく
- 1814 : ウィーン会議
 - ・絶対王政から国民国家・民主主義へ
 - ・封建的経済システムから近代資本主義へ
 - ・世界観の変貌とコロニアリズムの進展
 - ・古プロテスタンティズム : 16世紀から17世紀。正統主義と敬虔主義。
新プロテスタンティズム : 18世紀から。
啓蒙主義の時代、信教の自由 = 寛容論、自由教会

(1) 正統主義

1. 「宗教改革直後の神学は、正統主義的方向によって支配されている」、「宗教改革の理

念の組織化および強化を意味する」「対抗宗教改革との闘争において形成された」

「プロテスタンティズムの古典的時期」「プロテスタント・スコラ主義」

「それ以後のすべてのプロテスタント神学の基礎を形づくった」、「今日にいたるまでそのたかかってきた相手に依存したもの」(427)

「今日プロテスタンティズムの代表者が自分の教会の教義的基礎を知らないということは、とんでもないことである」、「近代プロテスタント神学の大部分の曖昧さとは、古プロテスタント正統主義の知識の不足に由来するのである」(428)

2. 「正統主義はまた、政治的にも重要な意味をもっていた」、「アウグスブルクの宗教的講和[一五五五年]以降、領邦君主やその他の政権は、彼らの領邦における信仰告白を決定する権利を有することとなった。そのためプロテスタント的君主たちは彼らの神学的立場を定義することができなければならなくなったのである」、「神学的問題は同時に法律問題や政治的決断をも含んでいたのである。」(429)
3. 「アウグスブルク信仰告白の二つの草案」「それらをめぐる論争」「グネシオ・ルテラーナー(純ルター主義)」と「フィリピステン(メランヒトン主義者)」(429)
「フラキウス」「人間は全的墮落のゆえに神の恵みにまったく依存」
「メランヒトン派」「人間の再生のために人間の協働が必要」
「福音主義的一致が成立」「和教信条(Konkordienformel)」
「対立を教理の確定によって最終的に克服した結果が、純粋な教理(die reine Lehre)への正統主義神学の集中である。」(430)
4. 「正統主義神学の最初の問題の一つは、その哲学に対する関係」
「ルターには理性に頼ることへと傾く気配はなかった」、「彼は哲学者ということでは何よりもスコラ学者を考えていた」「その教師であったアリストテレス」
「それにもかかわらずルターにとってただちに明らかになってきたことは、神学は哲学なしに教えることはできないということ」「哲学的カテゴリーを使用せねばならないということ」、「ルターは、メランヒトンがアリストテレスを再び採用し、それとともに多くのヒューマニズム的要素を導入することを、妨げることはしなかった」(431)
「哲学は神学のなかには入り込んでいき、そしてすべての正統主義的体系はそれを土台として構築されるような根底がつくり出された」、「正統主義的そしてルター派的な神学の古典的体系の中心的代表者」「ヨーハン・ゲルハルト(Johann Gergard, 1582-1637)」
「『ロキ・コムーネス・テオロギキ』(Loci communes theologici)」、「九巻」「プロテスタント・スコラ学」「最盛期」「トマス・アクィナスに比較しうる」(432)
5. 「二つの原理」「内容原理と形式原理」「内容原理とは義認の教理のことであり、形式原理とは聖書の権威に関する教理」、「ルターにおいてこの両原理は分離されず、相互依存関係にあった」
「正統主義の聖書の権威に関する教説」「三様の仕方」
「第一は外的基準、つまりその古さや奇蹟や預言や殉教者などによって証言されている。第二は内的基準、つまりその文体やその理念の卓越性やその道徳的神聖性によって証言されている。第三は、聖霊の証示によるものである。」(433)
「聖霊の証示」は、パウロにおけるような「御霊みずから・・・あかしして下さる」(ローマ八の16)という証しではなく、「聖書の教説が真なるものであり聖霊による靈感を受けている、ということの証し」(434)
「われわれと神との関係のなかに神の霊が直接的に現在するというのではなく、いまや聖書の真正性が聖霊の文書として証しされる」、「神への人格的直接的関係を問題にし

ているのではなく、客観的律法主義的關係」

6. 「「非回心者の神学」(theologia irrogenitorum)」の擁護。「もし聖書がプロテスタンティズムの律法であるならば、聖書を読みそれを客観的に解釈しうる人は、その人がたといキリスト教信仰を告白しないにせよ、すべて一つの神学——客観的学問として理解された神学——を起草しうる状態にあることになる」。

「敬虔主義者はこの見解に反対した」、「回心者の神学」(theologia regenitorum)、「正統主義者は実存的でない神学の可能性を信じたが、それに対し敬虔主義者は、神学は必然的に実存的であらねばならぬという確信をもっていた」。

「これらの二つの立場はともに問題がある」(434)

(2) 敬虔主義

7. 「ルターの場合信仰というものと神との結合とはなお一つのものであったが、正統主義においてはそれらは分離される」、「信仰は真なる教説の悟性に適った承認となり、神との結合は神秘的体験の事柄になる」、「正統主義は」「根本においては客観的な神学的かつ教会的体系を提示したのである。」(439)

「敬虔主義は、正統主義神学のこのような客観主義に対する宗教的主観性の反動であった。」(439-440)

8. 「シュペーナー(Philipp Jakob Spener, 1635-1705)」、「正統主義はルターの一面を把握したにすぎず、ルターの他の面は教説の客観的内容のために抑圧されたということを彼らが主張したのは、正しかったのである」(440)

9. 「敬虔主義者は、社会的実践に取りくんだ最初の人々であった。彼らはハレに最初の孤児院を創立し、最初の伝道活動に着手した」、「すべての人間敵愾が回心によって救われるべきであると信じた」、「彼らは世界的地平をその視野のなかにもった」、「彼らは宗教改革が放棄した堅信の秘蹟を、洗礼の sacrament の確証である「堅信礼」として導入した」、

「神学とは何よりもまず実践的訓練であった。真の認識の前提は彼らによれば信仰であった。したがって、それと関連して釈義が強調されそして聖書研究が組織神学に代わるようになった。組織神学に対する聖書神学の優位」(440)

「教会の担い手は聖職者ばかりでなく、信徒でもある」

「道徳は十七世紀の終わりに、三十年戦争の結果、完全な崩壊状態にあった。人びとは粗野で無教養になっていたが、正統主義教会はこのような困窮状態の改善のために努力しなかった。これに対し敬虔主義者は、キリスト教的生の重荷を自ら引き受けて道徳を再建しようとしていたキリスト者をそのまわりに集めた。」

「彼らの主要な関心事は生の聖化であったが」、「この世的満足であるとして拒絶」「ピューリタンに似ていた」(441)

「十六世紀および十七世紀の客観主義と権威主義から離れ、次の十八世紀および十九世紀を支配した自律の原理のために戦っていた時代の傾向に即応したもの」(442)

10. 佐藤敏夫『植村正久』新教出版社、1999年。

「植村と教派的伝統について語るためには十八世紀のロンドン宣教会(London Missionary Society)の創立総会にさかのぼる必要がある」、「石原謙の見解」

「一七九五年のロンドン宣教会の創立総会」、「プロテスタントの東洋伝道の基本方針がきめられた」(11)

「十七世紀の正統主義時代のあとを受けて敬虔主義が広がって行くこと、しかも後期敬

虔主義といってもよい、広義の信仰復興運動が世界宣教運動を推進した功績は大きい。」
(12)

11. 日本基督教団出版局編『アジア・キリスト教の歴史』日本基督教団出版局、1991年。
 - ・第二章 東南アジア・キリスト教の歴史：第九節 インドネシア (伊東定典)
「プロテスタント教会は教条主義にはしり、内訌をかさね、対抗改革、啓蒙思想、ドイツ観念論、合理主義などの攻勢のまえによるめきつづけたあげく、敬虔主義を杖としてやっとたちあがり、プロテスタント本然の生気をとりもどし、世界伝道へと勇躍する準備期間となったのが十八世紀末であった。」(408)
 - ・第三章 南アジア・中央アジア・キリスト教の歴史：第一節インド (葛西實)
「プロテスタントの宣教活動は、デンマーク王フレデリック四世支援の下に、敬虔主義運動の中心地で会ったドイツのハレからの二人の青年B・ジイゲンバルグ、H・プルチャウの派遣によって始まった。」(473)

(3) 合理主義と敬虔主義の関係

12. 「古代文化においても近代文化においても、合理主義は神秘主義の子である」、「合理主義は、あらゆる人間の本質のなかに現存している「内的光」あるいは「内的真理」の神秘主義的経験から発展してきた」、「理性原理は、われわれの内奥における神的なもの現在の現在についての神秘主義的経験から生じる」、「クェーカー主義」(442)
「クェーカー主義の偉大な道徳的原理から生じた」「合理主義的、平和主義的、そして多くの点できわめて市民的な道徳概念」、「神秘主義も合理主義も主観的内的経験に基づく」(443)

(4) 現代宗教論の前提としての近代

13. 近代の知的世界の状況が、以降の思想状況を規定している。
ポスト近代という近代？
14. プロテスタント時代としての近代：伝統的なキリスト教世界（コルプス・クリスティアナム）の解体によって規定された時代
15. いつから近代か：トレルチ → 古プロテスタンティズム、新プロテスタンティズム
16. 近代は単一か：二つの近代、啓蒙的近代と聖書的近代、政教分離の二つの形
世俗的ヒューマニズムとキリスト教的ヒューマニズム
17. 近代とは：社会システム変動が現実性全般に及ぶプロセス
キリスト教の普遍性あるいは合理性に対する根本的な問題提起
社会統合の原理がキリスト教から次第に分離し、キリスト教の地位が相対的に低下する。
キリスト教会→国民国家、神学→哲学→科学
18. 啓蒙主義とは？（シャンタル・ムフ『政治的なるものの再興』千葉真他訳、日本経済評論社）
 - ・「啓蒙の抽象的普遍主義、社会的全体性に関する本質主義的構想、単一の主体の神話」「啓蒙の認識論的視座」「自己の基礎づけにかかわる啓蒙のプロジェクト」
 - ・「万人の平等と自由とを成就していった近代の政治的プロジェクト」

Alister McGrath, *The Open Secret. A New Vision for Natural Theology*, Blackwell, 2008.
7. A Dead End? Enlightenment Approaches to Natural Theology. pp.140-170.
19. 啓蒙主義の思想的意義：絶対主義批判、理性の自立性・人権、普遍主義、人間解放

自由と自律(autonomy) → 国家と教会という他律的権威への批判
啓蒙的理性の合理性と普遍性の主張

(5) 啓蒙主義的宗教論 (17～18世紀、イギリスからフランス・ドイツへ)

20. エドワード・ハーバード(Herbert, Edward 1581-1648、チャーベリーのハーバード)
ジョン・ロック(Locke, John 1632-1704) : 経験論哲学、広教主義、宗教的寛容や政教分離、『キリスト教の合理性』(*The Reasonableness of Christianity*, 1695)
ジョン・トーランド(Toland, John 1670-1722) : 『非神秘的なキリスト教』(*Christianity not mysterious*, 1695)
カント『単なる理性の限界内の宗教』(1793) *innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft*
Emanuel Hirsch, *Geschichte der neueren evangelischen Theologie im Zusammenhang mit den allgemeinen Bewegungen des europäischen Denkens*.
21. 理神論、キリスト教の合理化の試み → キリスト教の解体・宗教批判から無神論へ。
22. 宗教本質論として：信仰とは、信仰命題を真理として受け入れること。知的営み。
ハーバード『真理について』(1624) : 理性宗教(自然に備わった生得的なもの)
最も本質的な最高存在が存在する、最高存在への崇拝、敬虔な崇拝は美德である、罪は悔い改めによって贖わなければならない、来世(因果応報的)の存在

(6) 啓蒙主義の限界・問題性

23. 理性の普遍性と合理性
啓蒙的な普遍性は人間と文化の個別性を正当に扱いうるか → ロマン主義
啓蒙的な合理性概念は一面的ではないか → 基礎づけ主義批判
芦名定道「現代キリスト教思想と宗教批判—合理性の問題を中心に—」『宗教研究』(日本宗教学会) 第82巻、357-2、2008年9月、pp.227-249。
John H. Hick, *Philosophy of Religion*, Prentice Hall, 1963. (邦訳あり)
24. キリスト教あるいはキリスト教思想は、「近代」「啓蒙」に対して、どのような態度を取ってきたか、取り得るか、取るべきか。
近代の推進者・共犯者としてのキリスト教／……
／近代の批判者としてのキリスト教／……
／反近代の代表者・原理主義者としてのキリスト教
↓
近代は、キリスト教にとっての危機か、あるいはチャンス(危機におけるチャンス)か?
成熟した社会(成人した世界)におけるキリスト教(ボンヘッファー)とは?

<参考文献>

1. ティリッヒ『キリスト教思想史』(白水社・著作集、別巻2・3)
2. 成瀬治『伝統と啓蒙 近世ドイツ思想と宗教』法政大学出版局。
3. ヨハンネス・ヴァルマン『ドイツ敬虔主義 宗教改革の再生を求めた人々』日本キリスト教団出版局。
4. 栗林輝夫・西原廉太・水谷誠『総説 キリスト教史3 近・現代篇』日本キリスト教団出版局。
5. 出村彰『宗教改革論集1 カルヴァン 霊も魂も体も』、『宗教改革論集2 ツヴィングリ 改革派教会の遺産と負債』新教出版社、『再洗礼派』日本キリスト教

団出版局。

6. Michael G. Baylor (ed.), *The Radical Reformation*, Cambridge University Press, 1991.
7. トレルチ『ルネサンスと宗教改革』岩波文庫、『トレルチ著作集』ヨルダン社。
8. ティリッヒ『ティリッヒ著作集』白水社。
9. 芦名定道『ティリッヒと弁証神学の挑戦』創文社、『自然神学再考——近代世界とキリスト教』晃洋書房。
10. ブライアン・イーズリー『魔女狩り 対 新哲学』平凡社。
11. フランク・E・マニユエル『ニュートンの宗教』法政大学出版局。
12. ジョン・トーランド『秘義なきキリスト教』法政大学出版局。
13. 大津真作『啓蒙主義の辺境への旅』世界思想社。
14. 加藤節『ジョン・ロックの思想世界』東京大学出版会。
15. デイヴィッド・ヒューム『自然宗教に関する対話』法政大学出版会。
16. 安酸敏眞 『レッシングとドイツ啓蒙—レッシング宗教哲学の研究—』創文社。
17. Pannenberg(1997) : Wolfhart Pannenberg, *Problemggeschichte der neueren evangelischen Theologie in Deutschland. Von Scheleiermacher bis zu Barth und Tillich*, Vandenhoeck & Ruprecht

<トレルチ「近代世界の成立にたいするプロテスタンティズムの意義」『トレルチ著作集 8』ヨルダン社>

「ルター派およびカルヴァン派の生粋の古プロテスタンティズムは、反カトリック的な救済論を有したにもかかわらず、全現象としては、徹頭徹尾、中世の意味における教会文化なのである。古プロテスタンティズムは国家と社会、教育と学問、経済と法を、啓示という超自然的な基準にしたがって秩序づけようとし、中世期と同じくいたるところで自然法を、もとは神の律法と同一のものとして組みいれている。その反対に一七世紀末以来の新プロテスタンティズムは、[新旧]宗教間の同権をみとめる国家、もしくは宗教にまったく無関心な国家の地盤に侵入した。そして近代プロテスタンティズムは、さまざまな宗教的確信や宗教団体が並存すること、および並存しうることを原則としては承認したうえで、宗教上の組織や宗教上の団体の結成を、自発性や個人的確信にまかせた。さらに近代プロテスタンティズムは、自分のほかに完全に解放された世俗生活を原則的にみとめ、世俗生活を直接にも間接にも、もはや国家の力を介して支配しようとはしない。」

<近藤勝彦『トレルチ研究 下』教文館> 71-83 頁

- ・「「自然法」は、キリスト教の「社会哲学」ないし「社会教説」の成立の決定的な契機」
- ・「トレルチ」「絶対的自然法」と「相対的自然法」の区分
 - 「楽園の絶対的・原初的自然法」 → 「ゼクテ型」
 - 「墮落を前提として、合理的で強制的な組織によって罪を抑制しながら救いを与える相対的自然法」 → 「教会型」
- ・「ルター的自然法」「支配権力に対する徹底して保守的な賛美となり、身分と職業の体系への家父長的忍従となった。」
- 「カルヴァンにおいては相対的自然法と絶対的自然法の区別は、ルターの場合ほどには強調されていない。」 → 新カルヴィニズムの自然法・自由教会カルヴィニズム
自由教会、寛容、良心の自由